

令和 5 年 6 月 3 日現在

機関番号：22604

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2022

課題番号：17K03321

研究課題名（和文）ホームレス・生活困窮者の居住実態と改善施策に関する法社会的検討

研究課題名（英文）A Socio-legal analysis of the actual conditions of residence of homeless and low-income people and measures to improve them

研究代表者

長谷川 貴陽史（Hasegawa, Kiyoshi）

東京都立大学・法学政治学研究科・教授

研究者番号：20374176

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、日本のホームレス等の居住実態を明らかにし、効果的な居住改善施策を検討することを目的としていた。研究の結果、ホームレスの多くは道路や公園に居住し、居住場所を転々と移動していること、それは行政による排除方法に規定されていることが判明した。ホームレス排除の方法としては、行政代執行のような直接的排除のほか、住民票の不受理、工作物の設置、公園の夜間施錠等の間接的排除があった。また、ホームレスはたとえ生活保護を受給しても、再び路上生活に戻ってしまうことも少なくなかった。解決策としては、公の施設にも住所を認める法解釈論の採用、工作物の設置制限、プライベートを確保できる住居の提供などが考えられる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

研究成果の学術的意義として、ホームレスの居住実態が、行政によるホームレスの排除方法に規定されていることを明らかにしたことが挙げられる。具体的には、行政代執行のような直接的排除のほか、住民票の不受理、工作物の設置、公園の夜間施錠等の間接的排除などがある。また、ホームレスは生活保護を受給しても、プライベートを確保できない住宅を提供されるために、再び路上生活に戻ることを明らかにした。解決策としては、公の施設にも住所を認める法解釈論を採用することや、プライベートを確保できる住居を提供することなどが考えられる。これは行政や裁判所への提言を含んでおり、社会的に意義のある提案であると考えられる。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study was to clarify the actual conditions of residence of homeless persons and low-income people in Japan and to examine effective measures to improve their residence. The results of the study revealed that most homeless people live on the streets or in civic parks and move from one place of residence to another, which depends on the method of exclusion by the local government. Methods of homeless exclusion included direct exclusion, such as administrative subrogation, as well as indirect exclusion, such as rejection of resident registration applications, installation of obstructive structures, and nighttime locking of parks. In addition, homeless people often returned to living on the streets even if they received public assistance. Possible solutions include the adoption of legal hermeneutics that would recognize domicile inside public facilities, restrictions on the installation of obstructive structures, and the provision of housing that would ensure privacy.

研究分野：法社会学

キーワード：ホームレス 包摂 排除 居住

1. 研究開始当初の背景

申請者は本申請以前から、科研費・基盤研究(C)「ホームレスの居住空間の実証的研究 - 貧困地区・市民団体・税制・住宅政策の再検討」(2014-2017年)などを通じて、ホームレスの居住実態について検討を重ねていた。本研究は上記研究に続き、ホームレス・生活困窮者の居住実態と改善施策を法社会学的に検討する研究であった。

厚生労働省によれば、研究を開始した2017年1月当時、日本全国のホームレス数は5,534名(男性5,168名、女性196名、不明170名)であった。また、起居の場所を見ると、都市公園1,273名(23.0%)、河川1,720名(31.1%)、道路996名(18.0%)、その他の施設1,315名(23.8%)となっていた(厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)結果」(平成29年5月23日、<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000164823_1.html>(2023年6月3日アクセス))。

だが、最高裁は公園内のホームレスのテント所在地は社会通念上、住所となりえないという判断を下していた(最判平成20年10月3日集民229号1頁)。このため、ホームレスや低所得者層の居住の確保と安定とを図ることは、基本的人権の保障の観点からも、社会保障上の観点からも、喫緊の課題であると考えられた(たとえば、住所がなければ住民登録ができず、選挙人名簿にも登録されず、基本的人権としての選挙権が行使できなくなる)。

なお、住宅セーフティネット法(「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」)においては既に「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業」が創設されており(8条以下)ホームレスをはじめとする低額所得者を含む「住宅確保要配慮者」のために居住支援がなされていたが、供給される賃貸住宅が少なく、制度が有効に機能していない状態にあった。空き家は増加する一方であるのに、ホームレスには提供されなかった。

2. 研究の目的

本研究(ホームレス・生活困窮者の居住実態と改善施策に関する法社会学的検討)は、日本のホームレス及び生活困窮者の居住実態を社会調査によって明らかにし、それに基づいて効果的な居住改善施策を検討することを目的としていた。

上記の通り、判例では公園内のホームレスのテント所在地は社会通念上、住所とはなりえないとされていたことを踏まえ、ホームレスの安定的な居住環境の確保を検討すること、その前提としてホームレスの居住実態の現況を観察・分析することは、法社会学的な研究の一環であると考えられた。

また、法社会学、とりわけ社会システム理論においても、1990年代以降「(社会的)包摂と排除」が未解決の論点として議論されてきた。ホームレスの排除も社会的排除の一環であり、かれらをいかに包摂できるかは、包摂と排除をめぐる具体的な論点の1つでもあり、学術的・理論的に社会的排除の研究を実態に即して進展させることも本研究の目的に含まれていた。ここでいう包摂とは、社会的なコミュニケーションの担い手としてみなされ、政治や法や経済や教育といった様々な社会領域に参画できることを指し、排除とは社会的コミュニケーションの担い手とみなされず、様々な社会領域に部分的に又は全面的に参画できないことを指す。

3. 研究の方法

に関する調査としては、ホームレスや生活保護受給世帯、NPOを対象に面接調査を実施することを予定していた。他方、の居住改善施策の立案では、従来の施策(無料低額宿泊所や生活保護法における住宅扶助など)を批判的に分析し、の社会調査を踏まえた施策の提案を試みることを企図していた。そこでは、わが国で実現していない制度 公的な家賃扶助制度や公共住宅の整備の要否 を含めて考察することを予定していた。

しかし、調査の過程で、ホームレスや生活保護受給者、NPOに対する面接調査が極めて難しいことが判明した。とりわけホームレスは過去や現在の不幸な体験を語りたがらず、また、精神的・身体的疾患を抱えている場合も多く、コミュニケーションがままならないことも少なくなかった。さらに、2020年からはコロナ禍も加わり、面接調査はますます困難となった。そこで、面接調査は最小限にとどめざるをえなくなった。

他方で、研究の過程で、ホームレスの居住実態が地方公共団体を初めとする行政庁や民間事業者によるホームレス排除の態様によって大きく左右されることが明らかとなった。そこで、ホームレス排除の態様を分析することを重視しつつ研究を進めることとした。研究方法は判例や論文の分析のほか、野宿者支援団体への参加と観察に負う部分が大きかった。

4. 研究成果

研究の結果、ホームレスの多くは道路や公園に居住しているものの、居住場所を転々と移動していること、それは行政による排除方法に規定されていることが判明した。

ホームレス排除の方法としては、(1)直接的排除と(2)間接的排除とを区別できた。

(1)直接的排除としては、行政代執行によるテント排除(大阪地判平成21年3月25日LLI/DB L06450331)、私人の物件等に対する事実上の排除(最1小決平成14年9月30日刑集56巻7号395頁)、直接強制による身体の排除(東京高判平成27年9月17日・判例集未登載)などが挙げられる。

他方、(2)間接的排除としては、まず法的排除として、生活保護申請時における施設収容の条件化(大阪高判平成15年10月23日LLI/DB L05821208)、住民票の不受理(最2小判平成20年10月3日集民229号1頁)、住民票の一斉消除(大阪地決平成19年3月28日判タ1278号80頁)、資源・リサイクル条例制定による空き缶・古紙回収の禁止などがあつた(ホームレスの多くは空き缶回収等を生活の糧としている)。

また、物理的排除として、アーキテクチュア(障害となりうる工作物)の敷設による排除(金網、ロープ、オブジェの設置等によるホームレスの居場所の剥奪)、公園の夜間施錠などがあつた。

これらの排除に抗してホームレスを社会的に包摂するためには、どうすればよいか。

まず第1に、居住の拠点、生活の本拠たる住所を法的に承認することが不可欠であると考えられる。大阪地裁平成18年1月27日判タ1214号160頁のように、公園内のテント所在地を住所と認める法解釈論を採用するか、ヴァーチャルであっても土地空間上の任意の1点を住所と認め、行政サービスの需給を可能にしたり、選挙権行使を実現させたりすることが考えられよう。米国では公園や市庁舎を住所として有権者登録を行うことが認められている。また、イタリアのポローニャ等の諸都市では、架空の通りを設定し、ホームレスの住所として行政サービスを受けさせている例がある。

第2に、アーキテクチュアのような工作物を撤去することが考えられる。もちろん、国や地方公共団体、民間事業者が自己の土地に工作物を設置することは自由ではある。しかし、あまりに排他的かつ攻撃的な工作物設置は差し控えるように誘導することが望ましい。これは行政規制が困難であるため、教育や啓蒙活動による市民性の陶冶に委ねられる部分が大い。

第3に、ホームレスに対する住居の提供が挙げられる。わが国では、前述した住宅セーフティネット法上の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業もあるが、上述した通り、賃貸住宅の供給が不足している。また、新たな公営住宅の増築も期待できない。このため、やはり第一次的には生活保護の支給による寮やアパートの提供、さらには民間賃貸住宅への入居を促進することが望まれる。

ただし、最後の点については、元ホームレスへのインタビュー調査の結果、生活保護を受給して寮などに入寮しても、プライベートな空間が確保されず、集団生活になじめない人やプライバシーを重視する受給者が再び野宿生活に戻ってしまう事例が観察された。

したがって、生活保護受給者には、プライバシーを確保できる居宅を提供・斡旋することが重要であると考えられる。市区町村の中にはプライバシーが確保できない特定の寮を斡旋するところが多いが、こうした寮の居住環境を改善することが望ましい。

以上の研究成果は、国際学会で2回報告した((1)Kiyoshi Hasegawa, "The resistance of the homeless against governmental power: a preliminary study in Japan and the United States," Workshop on: Governing the Political: Law and the Politics of Resistance, 於 International Institute for the Sociology of Law, Onati, 2018年5月17日)、(2)Kiyoshi Hasegawa, "Exclusion of the Homeless from Public Spaces in Japan," Law and Society Association Annual Meeting 2018, 於 Sheraton Centre Toronto Hotel, 2018年6月8日)、また、国内学会でも報告した(長谷川貴陽史「ホームレス排除と市民社会」, 2018年度日本法社会学会学術大会、於鹿児島大学、2018年5月26日)。

さらに、研究成果は論文や書籍としても公表した((1)長谷川貴陽史「ホームレス排除の諸形態」法社会学85号90-106頁、2019年3月、(2)長谷川貴陽史「身分証明・自己排除・支援 - 元ホームレスへのインタビューを素材として - 」法と社会研究4号89-113頁(2019年5月))、(3)長谷川貴陽史「包摂と排除」佐藤岩夫・阿部昌樹(編著)『スタンダード法社会学』北大路書房242-250頁(2022年3月))。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 長谷川貴陽史	4. 巻 85
2. 論文標題 ホームレス排除の諸形態	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法社会学	6. 最初と最後の頁 90, 106
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 長谷川貴陽史	4. 巻 4
2. 論文標題 身分証明・自己排除・支援 元ホームレスへのインタビューを素材として	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法と社会研究	6. 最初と最後の頁 印刷中
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件/うち国際学会 2件）

1. 発表者名 Kiyoshi Hasegawa
2. 発表標題 The resistance of the homeless against governmental power: a preliminary study in Japan and the United States
3. 学会等名 WORKSHOP ON: Governing the Political: Law and the Politics of Resistance（国際学会）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 長谷川貴陽史
2. 発表標題 ホームレス排除と市民社会
3. 学会等名 2018年度 日本法社会学会学術大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Kiyoshi Hasegawa
2. 発表標題 Exclusion of the Homeless from Public Spaces in Japan
3. 学会等名 Law and Society Association Annual Meeting 2018 (国際学会)
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 佐藤 岩夫、阿部 昌樹、森 大輔、久保 秀雄、仁木 恒夫、山田 恵子、入江 秀晃、吉岡 すずか、前田 智彦、大塚 浩、見平 典、松原 英世、佐伯 昌彦、武蔵 勝宏、渡辺 千原、平田 彩子、石田 京子、飯 考行、馬場 健一、原田 綾子、高村 学人、飯田 高、長谷川 貴陽史、山口 絢、南野 佳代、尾崎 一郎	4. 発行年 2022年
2. 出版社 北大路書房	5. 総ページ数 320
3. 書名 スタンダード法社会学	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------